

調布市におけるいじめの防止等の対応

国

- いじめ防止対策推進法（平成25年）
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年改定）

調布市

- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会いじめ防止に関する規則
- 調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針（平成29年6月改定）

調布市立学校

- 学校いじめ防止対策基本方針

I 調布市教育委員会及び調布市立学校におけるいじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

調布市

1 調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 調布市教育委員会いじめ問題対策協議会

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条第1項 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

▶ 調布市では、現時点において条例を制定していないため、法第14条第1項で規定するいじめ問題対策連絡協議会及び3項で規定する教育委員会の付属機関は設置せず、規則により設置する調布市教育委員会いじめ問題対策協議会にその役割をもたせる。

＜調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の主な構成員＞

学識を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、警察、児童相談所、小・中学校 校長会長 など

調布市立学校

1 学校いじめ防止対策基本方針

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ▶ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- ▶ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ▶ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 学校いじめ対策委員会

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

＜学校いじめ対策委員会の主な構成員＞

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー など

II 重大事態への対処

【重大事態の定義】

- 法第28条第1項においては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

- 一 に該当する事案について
- 自殺企図をした場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など

- 二 に該当する事案について
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続しているような場合には、年間30日に限らない。

＜留意点＞

子どもやその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる必要がある。

また、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

【発生報告】

- 学校
重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。

○ 学校の設置者

重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

【調査組織】

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行う。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断する。
 - ① 学校の設置者が主体
 - a. 法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合
 - b. 個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合
 - ② 学校が主体
 - a. 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。）に第三者を加える場合
 - b. 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

学校の設置者は、

重大事態の調査の主体を判断